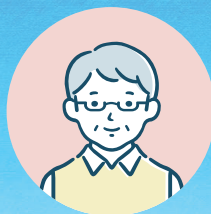
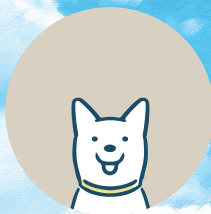




第4次玖珠町地域福祉計画 第6次玖珠町地域福祉活動計画



令和5年3月
玖珠町

はじめに

近年、少子高齢化や核家族化、ライフスタイルの多様化などにより、地域や家庭での支え合い機能が低下するなど、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。また、家庭における「ダブルケア」「ヤングケアラー」「8050問題」などや、地域の間関係が希薄化する中で、周囲が気づきにくい孤独・孤立の問題など、家庭や地域における課題が複雑・多様化しており、従来の福祉サービスだけでは解決が難しい事例が増えていることから、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合い地域をともに創っていく「地域共生社会」が求められています。



このような中、平成30年3月に策定した「第3次玖珠町地域福祉計画」を見直し、町民の誰もが住み慣れた地域で、安心して、健康で、生きがいを持って暮らすことができるよう、その実現のための必要な施策を取りまとめた「第4次玖珠町地域福祉計画」を策定しました。

本計画を新たな地域福祉の実効性のある計画とするため、町民の皆様が地域の福祉課題を「我が事」として捉え、行政をはじめとした関係団体、福祉事業者、民生委員児童委員、コミュニティ組織、ボランティアの皆さんなどと連携・協働し、地域住民と行政の協働による、本町ならではの地域福祉が行われることを心から期待いたします。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、幅広い見地から熱心なご審議をいただきました玖珠町地域福祉計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査などを通じて、貴重なご意見やご提言をいただきました皆様に、心から感謝とお礼を申し上げます。

令和5年3月

玖珠町長 宿利 政和

あいさつ

「第6次地域福祉活動計画」の策定にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

前活動計画の策定から早や2年半、町内においては、人口減少と少子高齢化に加え、長引くコロナ禍にあり、日々の暮らしに苦労しつつ、町のありようを含めて、地域の将来を不安視する声も聞かれるようになりました。

とりわけ、独居や老々世帯が増え、家族の力が弱まっていること、地域の後継者が減り、考え方の相違もあって、コミュニティの希薄化が危惧されており、近年多発する自然災害への備えにおいても、心配は尽きないところです。



そこで、玖珠町が今回策定する「第4次地域福祉計画」の“健やかに自分らしく生きるまちづくり”という基本理念のもと、本活動計画策定に向けて開催しました住民懇談会で、“地域課題を我が事として解決に導く取り組み”に熱心なご議論をいただきました。

幸い、多くの出席者から、地域を元気にする前向きな意見、将来を見据えた住民活動の進め方、新しい発想による取り組みなどが提案され、4地区ごとに次なる目標を設定するとともに、当会にも様々な提言をいただいたところです。

当会並びに地域における取組事項は、後に記述しておりますが、本活動計画が、町計画と連動性をもって策定されたことにより、今後は官民協働の事業展開ができるものと心強く思っておりますし、当会がパイプ役となり、あるいは先頭に立って、地域福祉活動を推進することを決意した次第であります。

結びになりますが、本活動計画策定にあたり、真摯なご議論をいただいた策定委員の皆様並びに専門的なご助言をいただいた関係者、更には地域づくりに貴重なご意見をいただいた住民の方々に、お礼と感謝を申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

令和5年3月

社会福祉法人 玖珠町社会福祉協議会

会長 小田原 利美

目 次

第4次玖珠町地域福祉計画.....	1
第1章 計画策定にあたって.....	3
1 計画改定の趣旨.....	3
2 地域福祉の意義.....	4
3 地域福祉計画とは.....	5
4 第3次玖珠町地域福祉計画の評価.....	13
第2章 玖珠町の福祉を取り巻く状況.....	14
1 少子高齢化の進行.....	14
2 世帯の状況.....	15
3 介護や支援を必要とする住民の状況.....	16
4 健康等に関する状況.....	23
5 町民アンケート調査.....	25
6 関係団体等へのヒアリング.....	36
第3章 計画の基本的な考え方.....	38
1 基本理念と基本的な視点.....	38
2 基本目標.....	40
3 施策の体系.....	45
4 地域福祉圏域.....	46
第4章 主な施策の展開.....	47
基本目標Ⅰ 住み慣れた地域で支え合いがある暮らしの推進.....	47
基本目標Ⅱ 互いに支え合える安全・安心な地域づくりの推進.....	55
基本目標Ⅲ 生きがいを持って社会に参加し活躍できる仕組みづくりの 推進.....	65
第5章 重層的支援体制整備への取組.....	69
1 重層的支援体制整備について.....	69
2 重層的支援体制整備事業の提供体制.....	71
第6章 玖珠町成年後見制度利用促進基本計画.....	73
1 計画策定の趣旨.....	73
2 計画の位置づけ.....	74
3 計画の期間.....	75
4 計画の基本方針.....	75
5 基本目標と施策の体系.....	75
6 今後の取組.....	76
7 計画の推進体制と進行管理.....	80

第7章 玖珠町再犯防止推進計画	81
1 計画策定の趣旨	81
2 計画の位置づけ及び期間	82
3 再犯防止を取り巻く状況	82
4 基本方針	83
5 施策の体系	83
6 今後の取組	84
第8章 計画の推進に向けて	86
1 計画の推進体制	86
資料	87

第6次玖珠町地域福祉活動計画 91

第1章 地域福祉活動計画とは	93
第2章 第6次地域福祉活動計画 取組内容	94
第3章 これまでの取組み経過	96
第4章 4地区小地域福祉活動計画	97
森地区	97
玖珠地区	101
北山田地区	105
八幡地区	109
資料	113

第4次玖珠町地域福祉計画

(計画期間 令和5年度～令和9年度)

第1章 計画策定にあたって

1 計画改定の趣旨

近年、我が国ではICTの急速な進化、生活環境の変化に伴う個人の価値観やライフスタイルの多様化、地域のつながりの希薄化など暮らしにも変化が見られ、それらの対応を重ねてきましたが、さらに世界的な新型コロナウイルス感染症の流行などにより、人とのつながりが一層保ちにくい状況となっています。

また、本格的な少子高齢化・人口減少社会の到来や雇用環境における非正規労働者の増加等をはじめとした社会環境も大きく変化しています。

これは本町においても同様であり、地域では子育てや介護の悩み、子どもや障がいのある人、高齢者に対する虐待等の従来からある福祉課題に加え、ひきこもりや支援拒否等による社会からの孤立、高齢の親が無職の子どもを支える「8050問題」、本来は大人が担う家事や介護等を日常的に子どもが行う「ヤングケアラー」等、これまでのような福祉の分野別支援では対応が困難な複合化・複雑化した福祉課題が生じています。

これらの福祉課題に対応するためには、公的サービスの提供だけでなく、住民相互の支え合い機能を強化し、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」の関係を超越して、行政と地域住民や地域の多様な主体とが協働して課題の解決に取り組む包括的な支援体制を構築することで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」を実現する必要があります。

本町では、平成30年3月に「第3次玖珠町地域福祉計画」を策定し、「みんなで支え合い、安全・安心の暮らしをつくる～誰もが「安全・安心」を実感できる暮らしを地域で支え合う～」を基本理念とし、その実現に向けて多様な人々が連携して支え合うまちづくりを推進してきました。

また、玖珠町社会福祉協議会においては「第5次地域福祉活動計画（花咲くメルヘンふれあいプランV）」を策定し、地域福祉を推進するための様々な事業を実施する中で、地域住民による主体的な交流や見守り・支援活動等が展開されるよう取り組んできたところです。

「第3次玖珠町地域福祉計画」は令和4年度末で計画期間の終了を迎えることから、新たな「第4次玖珠町地域福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定することとなりました。

現在の国の動向や本町の状況を踏まえて今回策定する本計画は、地域共生社会の実現に向け、分野を超えた連携のさらなる推進を図り、よりよい本町の地域福祉を目指すために策定するものです。

2 地域福祉の意義

(1) 地域福祉とは

「地域福祉」とは、住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らしを続けられるよう、地域に暮らす住民の方がそれぞれの役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティをつくることです。

これは「信じ合い、助け合い、互いに違いを認め合い、ともに生きていく」とした玖珠町出身の口演童話家で「日本のアンデルセン」と呼ばれた久留島武彦の考え方に相通するものとなります。

困ったときに助け合う「顔のみえる関係づくり」と、お互いを認め合い支え合う「ともに生きる社会づくり」を目指し、町民、地域、行政が協力・連携して推進します。

(2) 地域共生社会とは

「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において「地域共生社会」の実現が、今後の福祉改革を貫く「基本コンセプト」とされ、その考え方は以下のとおりです。

地域共生社会

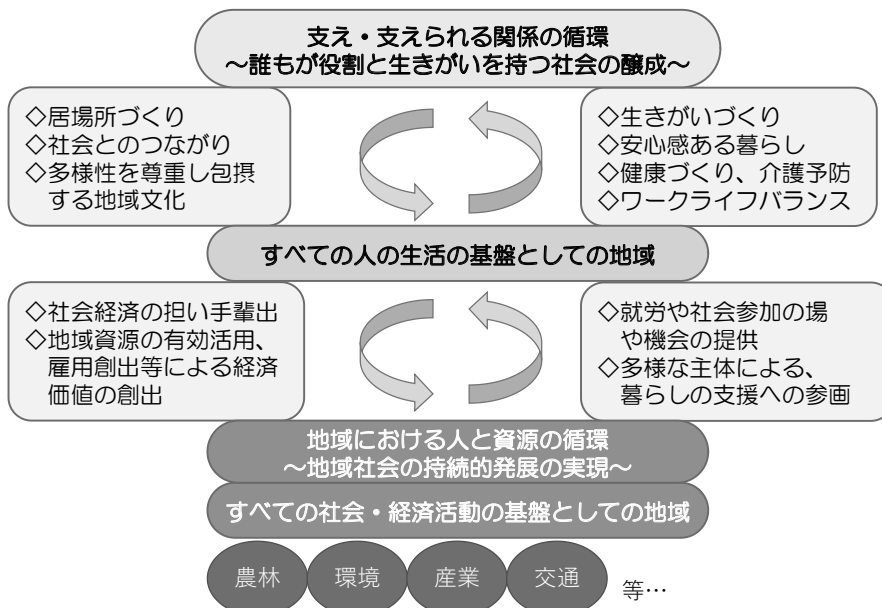
制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

（平成 29 年 2 月 7 日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）

地域共生社会の理念

制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方

（令和元年 12 月 26 日 厚生労働省「地域共生社会推進検討会」最終とりまとめ）



3 地域福祉計画とは

(1) 計画策定の根拠

本町が策定する「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、地域福祉推進の主体である住民などの参加を得ながら、地域の様々な福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制などを計画的に整備するためのものです。

(参考) 社会福祉法より抜粋

(地域福祉の推進)

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

なお、本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」（平成 28 年 5 月施行）の第 14 条第 1 項に基づく本町における「成年後見制度利用促進基本計画」と、「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」（平成 28 年 12 月施行）の第 8 条に基づく「地方再犯防止推進計画」を包含するものとします。

(2) 国の動向

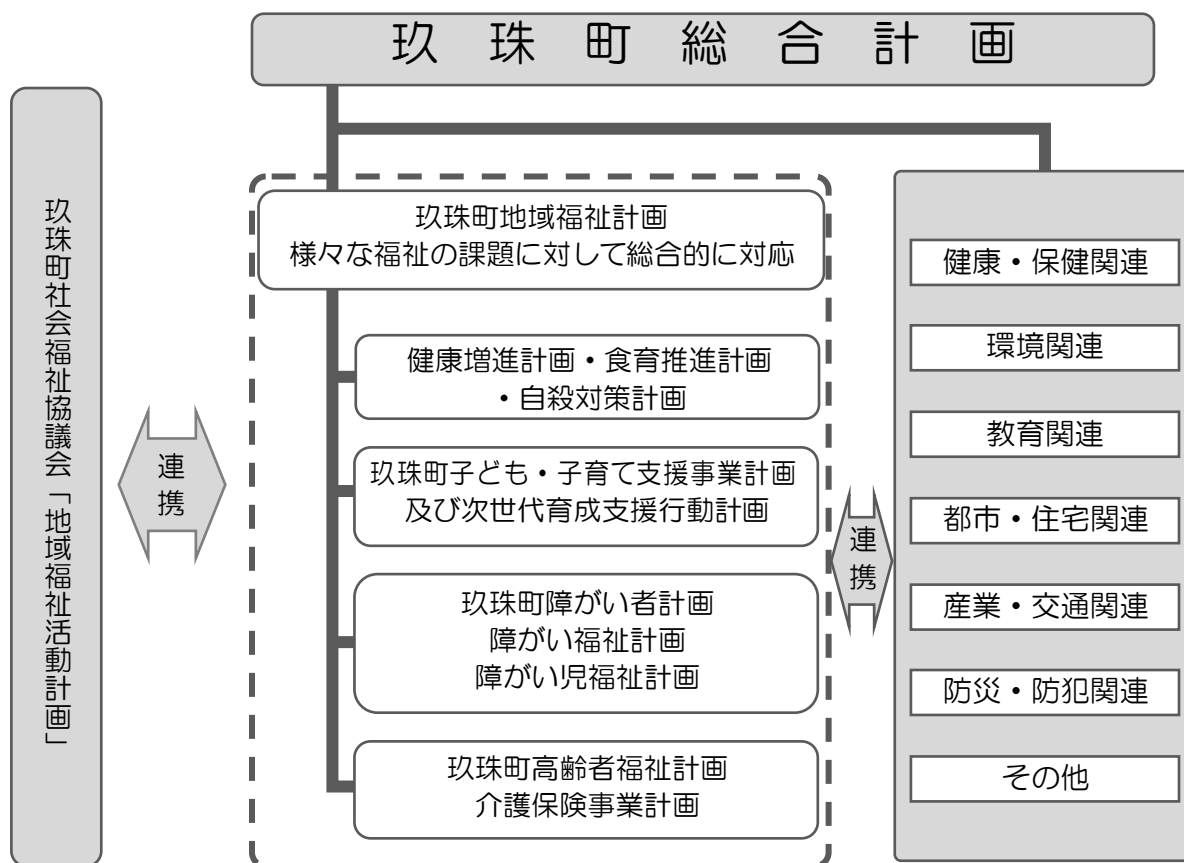
以下は、国における地域福祉計画に関係した法制度の動向です。

		法制度の動向
社会福祉法		H12 社会福祉法 地域福祉計画法定化
		H29 社会福祉法改正 福祉各分野の共通事項を記載した上位計画として位置づけ
		R2 社会福祉法改正
社会福祉関連の制度等	高齢者	H17 認知症サポーター制度
		H18 地域包括支援センター設置 介護予防重視型へ
		H18 高齢者虐待防止法
		H24 地域包括ケアシステム構築
		H27 地域包括ケア強化 生活支援サービス事業
	障がいのある人	H17 発達障害者支援法
		H18 障害者自立支援法
		H23 障害者基本法改正
		H24 障害者虐待防止法
		H25 障害者優先調達推進法
		H25 障害者総合支援法 地域支援事業の拡充（市民後見人等の人材育成）
		H26 障害者の権利に関する条約批准
		H28 障害者雇用促進法改正
		H28 障害者差別解消法
	子ども	H17-26 次世代育成支援行動計画
		H27 子ども・子育て支援新制度
	その他	H25 災害対策基本法改正
		H27 生活困窮者自立支援法
		H28 自殺対策基本法改正
		H28 成年後見制度利用促進法
		H29 再犯防止推進計画閣議決定
		R3 ヤングケアラーの実態に関する調査

(3) 総合計画及び各個別計画との関係

本計画は、「玖珠町総合計画」を踏まえ、関連する計画を横断的につなげる福祉の基本計画とします。その他の分野の地域福祉に必要な考え方、方向性を総合化し、地域の福祉力を推進します。

なお、玖珠町社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、住民主体で実施する活動・行動計画として位置づけられることから、一体的に地域福祉の充実を図ります。



※図内、「健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画」の正式名称は「健やかに自分らしく生きる童話の里“くす”健康21計画(Ⅲ)(健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画)」ですが、ここを含め、以降、上記のように表記します。

① 玖珠町第6次総合計画

玖珠町第6次総合計画は、「基本理念」と「目指すまちの姿（将来像）」を一定期間変わることのない基本的なまちづくりの方向性を示すものとして、10年間の「基本構想」としてまとめています。また、「基本計画」では、時代の変化や住民のニーズに対応し、柔軟な見直しができるよう、その期間を5年間とし、施策ごとに「現況・課題」、「目指すまちの姿」、「主要施策（指標）」、「協働による取組方針」を示しています。

なお、計画の中では、2015年の国連サミットで提唱された「持続可能な開発目標（SDGs）」に向けた取組も掲げられています。

○まちの将来像：次代を担う子どもとともに 未来をつくるまち
～住んでよかった童話の里～

○分野ごとの目標 [めざすまちの施策]：

- ・ 地域に活力があふれるまちづくり
- ・ 健やかに自分らしく生きるまちづくり
- ・ 未来へつなぐひとづくり
- ・ にぎわいと活気を興すしごとづくり
- ・ 住み続けたいまちづくり
- ・ とともに明日を築くまちづくり

○計画期間

【基本計画】

基本構想で示されたまちづくりを実現するための「重点施策」を示します。

なお、令和3年度から令和7年度までの5年間は前期計画、令和8年度から令和12年度までの5年間は後期計画とします。

【実施計画】

実施計画の計画期間は3年間としますが、社会経済や財政状況等を勘案しつつ、柔軟に対応できるよう、毎年度、行政評価の結果等を踏まえて見直しを行い、目標達成に向けて取り組みます。

② 健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画

基本理念である「一人ひとりの幸せをみんなで支えるまちづくり」を目指し、町民一人ひとりが健康への意識を高め、健康的な生活を自分で選択し実践できるようになることを目指して、ライフステージ別の健康づくりとともに、食育推進、自殺対策を含めた取組や目標を示しています。

○基本目標：

【玖珠町健康増進計画】

- 基本目標① 町民一人ひとりの健康づくりの育成
- 基本目標② 町民一人ひとりを支える地域活動・組織活動の推進
- 基本目標③ 健康づくりに取り組みやすい環境整備
- 基本目標④ 「食」を通した生きる力の育成
- 基本目標⑤ ライフステージ別の取組み

【玖珠町食育推進計画】

- 基本目標① 「生きる力」を育む 健やかで心豊かな食体験
- 基本目標② 食でつながり 食で広がる 地域と文化

【玖珠町自殺対策計画】

- 基本施策① 地域におけるネットワークの強化
- 基本施策② 自殺対策を支える人材の育成
- 基本施策③ 町民への啓発と周知
- 基本施策④ 生きることの促進要因への支援
- 基本施策⑤ 児童生徒の SOS の出し方に関する教育及び子どもの SOS に気付くための学校教育・地域での取組

○計画期間：令和3年度～令和12年度（10年間）

③ 第2期玖珠町子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画

すべての児童の幸福を図るために定めた「児童憲章」の下、基本理念である「子どもの人権を守り、喜び楽しみながら、みんなで育てる童話の里づくり」を掲げ、6つの基本目標を基に取組を展開しています。

○基本目標：

基本目標① 子どもの成長と子育てをみんなで支える意識づくり

基本目標② 地域・社会全体での子育て

基本目標③ 子どもの最善の利益を支える環境づくり

基本目標④ 子どもの発育と健康の保持増進

基本目標⑤ 子育ての喜びの啓発と結婚・出産支援

基本目標⑥ 子育てを支援する環境の整備

○計画期間：令和2年度～令和6年度（5年間）

④ 玖珠町障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

誰もが同じ地域の一員としてともに生きる「地域共生社会」の実現に向け、障がい者施策全般の基本的方向性と取組を掲げ、障がい福祉サービス等の必要量等について定めた計画です。

○基本目標：

基本目標① 障がい及び障がい者に対する正しい理解の促進

基本目標② すべての人にとってやさしい住みよいまちづくりの推進
(地域社会における共生)

基本目標③ 障がい者が主体性、自立性を発揮できる施策の推進

基本目標④ 切れ目のない施策の連携（包括的かつ横断的な支援）

○計画期間：令和3年度～令和5年度（3年間）

⑤ 玖珠町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画

第5期介護保険事業計画から開始した「地域包括ケアシステム」構築への取組を継承し、高齢者福祉のさらなる充実と、介護保険事業の安定的運営を図るため、3つの視点より取組を展開しています。また、「介護保険事業計画」では、介護保険福祉サービス等の必要量及び保険料についても定めています。

○視点：

I いつまでも元気で生活していけるしくみづくり

II 高齢者が自分らしく生活できるしくみづくり

III 安心して生活できる地域づくり

○計画期間：令和3年度～令和5年度（3年間）

SDGs（持続可能な開発目標）

SDGs（持続可能な開発目標）とは、「Sustainable Development Goals」の略称で、平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて採択され、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12 年までの 15 年間の行動目標です。

17 の目標、169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、国としても積極的に取り組んでいます。

本町の総合計画でも SDGs の目標に向けて取り組んでおり、本計画においても同様に、本計画の推進を通じて SDGs の目標に向けて取り組むこととします。

■ SDGs（持続可能な開発目標）

<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>
<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>あらゆる年齢、すべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女子の能力強化（エンパワーメント）を行う</p>
<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>
<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> 	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

※上記目標は、玖珠町第6次総合計画における保健・福祉・人権分野に記載されたものです。

(4) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間とします。

令和3年度 2021	令和4年度 2022	令和5年度 2023	令和6年度 2024	令和7年度 2025	令和8年度 2026	令和9年度 2027	令和10年度 2028	令和11年度 2029	令和12年度 2030
玖珠町第6次総合計画									
第3次計画		第4次玖珠町地域福祉計画				第5次計画			
童話の里“くず”健康21計画（Ⅲ）「健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画」									
第2期玖珠町子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画			第3期計画				第4期計画		
玖珠町高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画		第9期計画			第10期計画		第11期計画		
玖珠町障がい者計画 第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画		第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画			第8期障がい福祉計画 第4期障がい児福祉計画		第9期計画 第5期計画		

(5) 計画の策定体制

■ 地域福祉計画策定委員会

地域福祉の推進に係る検討を行うため、学識経験者、福祉関係団体の代表者などで構成する「地域福祉計画策定委員会」を設置して協議を行います。

■ 地域福祉計画作業部会

地域福祉に関連する関係部課等で構成する作業部会を開催し、現状や課題についての協議を行います。

■ 事務局

各意見の取りまとめを行い、策定委員会に計画案を提案します。

■ 地域住民等の意見

本計画の策定にあたり、地域の方々の意見を計画に反映します。

- ・ 地域福祉に関するアンケートの実施
- ・ 福祉関係団体等への活動内容等調査の実施
- ・ パブリックコメントの実施

■ 玖珠町社会福祉協議会との連携

地域福祉計画と地域福祉活動計画は「車の両輪の関係」にあり、計画書は一冊にまとめます。

4 第3次玖珠町地域福祉計画の評価

第3次玖珠町地域福祉計画の評価として関連する94の取組について調査しました。

下の表は各施策に関連した94の取組について各評価を取りまとめたものです。

このうち全体の63.8%の取組については、Bである「おおむね計画どおりだがさらに力を入れて推進する必要がある」ものとなっています。

Eの「まだ取り組めていない」の理由は、取組の対象自体がなかったことがあげられ、見直しや改善が必要とされるCやDについては、コロナ禍の影響により十分ではないものなどがあげられます。

進捗の状況は下のA～Eとしています。

A：計画以上の効果が表れている

B：おおむね計画どおりだがさらに力を入れて推進する必要がある

C：おおむね計画どおりだが一部改善すべき点がある

D：計画どおりに進めるためには、今後取組内容や目標を見直す必要がある

E：まだ取り組めていない

■各取組における進捗状況

単位：件

	A	B	C	D	E
1 住み慣れた地域で支え合い自立した暮らしの推進					
(1)地域の課題発見と支え合い活動の促進	1	7	1	1	0
(2)地域交流の場づくり	1	4	1	0	0
(3)福祉活動団体の活動促進	0	4	0	1	0
(4)地域の支え合いの人材の育成	1	11	0	1	0
2 安全に安心して住み続けられる地域づくりの推進					
(1)地域での避難行動要支援者対策の充実	0	5	0	0	0
(2)安全に暮らすための防犯対策の充実	0	1	1	2	2
(3)相談体制の整備・充実	0	16	2	5	0
(4)情報提供の充実	0	4	1	0	0
(5)権利擁護体制の充実	0	0	2	1	0
3 生きがいを持って社会に参加し活躍できるしくみづくりの推進					
(1)地域の人材発掘・活躍の場の推進	1	4	4	1	0
(2)ユニバーサルデザインのまちづくり	0	1	1	2	0
(3)地域特性に応じた移動手段の確保	0	3	1	0	0
合計	4	60	14	14	2
割合	4.3%	63.8%	14.9%	14.9%	2.1%